

# 消防団機能向上のための 総合戦略



秋本 敏文

消防審議会会長代理 (財団法人 日本消防協会理事長)

阪神・淡路大震災のほぼ直後に消防庁長官に就任した私は、消防が重視され消防の役割が拡大する時代(「消防新時代」と仮称)、消防は総合安全管理人でなければならないとやってきた。それは、緊急消防援助隊の存在に代表される高度な装備、技術をもった常備消防と要員動員力、即時対応力にすぐれ、地域の事情を熟知した消防団とがいわば車の両輪として機能することによって初めて実現するものである。消防団は単に常備消防の活動を補完するのみではなく、常備では対応しきれない消防団ならではの活動を展開し、常備と両々相まって消防がよりよく国民の安全に貢献することができる。

当然そのようなことから消防団の充実強化が進められてきた。消防庁ではいろいろなテーマで研究会を設け、さまざまな施策を積極的に実施している。しかし、団員数は年々減少し、もう90万人を割ってしまうのではないかと、消防団の活力が低下することはないかと憂慮されている。

そこで消防審議会では「消防団機能向上のための総合戦略検討小委員会」を設置して今後の方策を検討することとした。その視点、課題等を私の考え方によって述べてみたい。

まず、今回の検討視点は、消防団が国民生活によりよく貢献するためにその機能、存在価値を最大限発揮する方策を検討することである。そのためには、消防団が伝統的な基本機能である防火、消火はもとより、救急、救助、避難誘導、情報発信などを含む防災全般にわたり、さらには直接行動だけでなく地域の防災リーダー養成活動への参加など、幅広く、文言どおり地域防災の要としての活動をするのが課題になるのではないかと。また、消防団員は各世代にわたるさまざまな職業人であり、しかも地域貢献への熱意をもつ、強い連帯感で結ばれた人たちである。まさに、消防団は地域の人材宝庫であり、これからのそれぞれの地域、さらには我が国にとって貴重なコミュニティの中核的な集団である。同時に、消防団員としての生活は、地域に貢献するよろこびはもとより、職業、年齢をこえた本当の仲間、友人ができるなどひとりの人間の人生としても貴重であるといわれている。

このような消防団の多面的な機能の発揮につながる個別のテーマについて、これまでもさまざまに研究され、施策が実施されているが、今回はそれらの成果を整理して活かしながら、新たな検討を加え、全体を総合戦略として再構成するとともに、可能なものは逐次実行に移していくことを目指さなければならない。この場合の基本的な戦略目標は、現状では消防団員の確保増強ということにしなければならぬ。当面この点に向けて多面的、総合的な戦術を展開することが必要であろうが、そこでは消防団の存在、その重要性を一般国民の皆さんにどのようにして知って頂くかがまず重要なテーマとなる。

また、消防団については、その基本的なあり方にも関連する制度運用面、財政面などで検討すべき課題もあろう。厳しい財政状況からの制約もあり、直ちには実現困難なものも多いであろうが、決して簡単に諦めるのではなく、消防団のあり方に関する基本認識を少なくとも関係者が共有しつつ、初心に立ち戻って消防団が国民生活によりよく貢献するための総合的な方策を検討することが必要である。なかには、消防審議会としては将来の課題として位置付けざるを得ないものもあり得るが、それらについても関係者一同が粘り強く実現の努力を重ねることが必要となる。

# 消防の動き



平成18年  
10月号

No. 427

- 平成19年度消防庁重点施策
- 平成19年度消防庁予算概算要求の概要

FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



# 平成19年度消防庁重点施策

総務課

## 1 消防防災行政の意義

国民の安心と安全の確保は政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。我が国は、大地震等の大規模災害や大事故・テロ等に揺るがない社会を構築し、引き続き我が国の優位性である安心・安全を維持・向上させていく必要がある。

こうした中、消防の広域化や消防団の充実強化等消防組織の未来を見据えた体制づくりをはじめとし、大規模災害への備え、火災予防対策、地域防災力の強化等、総合的な消防防災対策を積極的に展開する。

## 2 消防防災行政を取り巻く状況

多様化・大規模化する災害、少子高齢化・女性の社会参加の進展等、消防防災行政を取り巻く状況は、近年大きく変化している。

第一に、消防組織法が改正され、消防の広域化を推進する枠組みが整ったことにより広域化の積極的な推進が求められている。また、消防団の充実強化、国民保護体制の構築等、消防防災対策の根幹となる体制の充実・強化が急務となっている。

第二に、大規模災害発生時における住民の安全確保や迅速な応急対応を行うため、緊急消防援助隊の増強や特別高度救助隊の全国展開等、全国的見地からの災害対応体制の構築が課題となっている。

第三に、増加を続ける住宅火災死者数の半減を目指した取り組みをはじめ、自力避難困難者入居施設等における防火対策等、火災予防対策の推進が強く求められている。

第四に、消防防災分野における先端技術を国民の安心・安全に活用するため、国における研究体制の充実・強化が重要となっている。

第五に、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）は、日進月歩の発達を続けている。そのため消防庁のオペレーション機能の強化、効果的・効率的な教育訓練の実施等、ICTを積極的に活用した施策展開が求められている。

第六に、大地震や風水害等の自然災害や大事故、テロ等から地域の住民を守ることは安心・安全な社会を構築する上での重要課題である。大規模災害等を着実に克服していくため、地域防災の要である消防団の充実・強化等、地域防災力の強化に向けた一層の取り組みが必要となっている。

第七に、高齢化・独居化の進展や住民意識の変化により救急需要が急増しており、これへの対応が喫緊の課題となっている。また、救急業務について更なる高度化が求められている。

第八に、海外では大規模災害が頻発しており、我が国の高度な防災技術・救助技術を海外の防災・減災に役立てる、国際協力や国際貢献の推進が強く求められている。

このため、以下の事項を重点的に実施する。

## 3 重点的に推進すべき事項

### I 消防組織の体制強化

#### 1. 消防の広域化の積極的推進

消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、管轄人口30万以上の規模を一つの目標として、消防の広域化を積極的に推進する。

このため、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部の下で、平成19年度中における全都道府県の推進計画策定の促進・支援、広域化推進アドバイザーの派遣による助言・指導、広域化に係る諸課題に関する相談体制の確保、広報及び普及啓発活動、財政措置その他の必要な援助等を行う。

#### 2. 消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化の推進

消防の広域的活動に対応するため、「消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化に係る整備計画」の策定を促進し、指令業務の広域化等に積極的に取り組むとともに、消防救急無線機器の仕様の共通化を図り、広域的通信基盤の整備を促進する。

### 3. 国民保護体制の充実・強化

地方公共団体の国民保護計画等の整備の促進、国と地方公共団体共同の訓練、啓発資料の作成・配布、国民保護ブロック会議の開催等により、地方公共団体における国民保護体制の充実・強化を推進する。

### 4. 消防団充実・強化のための施策の積極的推進

日本消防協会、経済団体及び都道府県等との連携、国民全体の理解の向上に資するマスコミを活用した広報等様々な手法を用いた入団促進事業の推進、機能別団員・分団制度の一層の活用、「消防団協力事業所表示制度」の全国展開、消防団員確保に資する施策を展開する団体に対する支援等、団員確保の取組みを強化する。

### 5. 女性消防職団員の活動環境・職場環境整備に向けた取組み

女性消防職団員の職場環境や活動環境の現状等に関する実態調査を行い、環境整備を促進する。また、女性消防職団員の活動について積極的なPRを推進する。

## II 大規模災害に対する備えの強化

### 1. 緊急消防援助隊の増強

緊急消防援助隊に関する基本計画の変更を受け、登録部隊数を3,000隊から、平成20年度を目途に4,000隊規模へ増強する(3,397隊：平成18年4月1日現在)。

また、緊急消防援助隊に係る施設・設備等の整備に必要な国庫補助金及び指揮・連携活動能力の向上に資する地域ブロック合同訓練等に係る所要の経費を確保する。

### 2. 特別高度救助隊の充実・強化

政令市等消防本部における「特別高度救助隊」の配備、中核市規模以上の消防本部における「高度救助隊」の配備を推進する。

### 3. 大規模災害発生時の救急体制の整備

災害現場における消防と医療の適切な役割分担を検討し、現地消防本部と地域の医療機関との連携体制や災害現場への救急の応援体制等、大規模災害発生時の救急体制の整備についての検討を進める。

### 4. 防災力強化のための耐震化の促進

耐震化緊急実施計画の策定を促進し、防災対策事業の活用促進、防災拠点の耐震化促進資料の作成・公開により、防災上重要な公共施設等の耐震化を強力に促進する。

## III 火災予防対策等の積極的推進

### 1. 防火対象物における安心・安全の確保

防火対象物の大規模化・高層化や社会的情勢の変化等を踏まえ、防火管理に関する責任体制の明確化、自衛消防力の確保、地震等災害時の対応の明確化等、安全管理や危機対応のあり方について、制度全般の見直しの検討を行う。

また、民間自主保安の促進等により、防火対象物が法令に準拠しているか否かに関する確認体制を充実・強化する。さらに、防火管理の透明性を向上させるため、法令遵守状況を表示する「基準適合マーク」について検証し、活用が図られるよう見直しを行い、入居者及び利用者に対する建物の防火管理状況の開示を促進する。

さらに、違反是正や火災原因調査など高度かつ専門的な予防業務について、消防の広域化による高度化と併せ、予防要員の専門的能力の向上を支援することにより、実施体制を強化する。

また、自力避難困難者入所施設の関係者に対し、消防法令の改正について周知を図るとともに、火気管理の徹底等に関する普及啓発を行う。

### 2. 住宅火災死者数半減等を目指した総力を挙げた取組み

過去最悪となった住宅火災死者数(1,220人：平成17年)を今後10年間で半減させることを目標とし、既存住宅への住宅用火災警報器の設置の促進、防災品(カーテン、寝具類、衣類等)の使用拡大に向けた取組みを集中的に実施する。

また、放火火災防止対策戦略プランの普及促進等により、地域における「放火されない環境づくり」を推進する。

### 3. 大都市圏等における危険物対策の総点検

近年の危険物施設における事故件数の増加傾向、大規模災害発生による甚大な被害への懸念を踏まえ、大都市圏等における危険物施設の安全対策の総点検を行う。



具体的には、昭和52年に安全性が強化される以前の基準で建設された屋外タンクの現行基準への適応（改修）状況や、浮き屋根式タンク等の安全対策の総点検を実施するとともに、「危険物事故防止アクションプラン」にもとづく官民一体となった総合的な事故防止対策を推進する。また、津波・浸水被害に対する大規模危険物施設の安全対策の実験・検証や、長周期地震動等が屋外タンクに及ぼす被害の予測手法、危険物施設の腐食防止・抑制対策について検討を行う。

さらに、バイオマス燃料・燃料電池等の新技術・環境技術に関する安全対策に取り組むとともに、新技術・新素材の導入を促進するため危険物施設に係る技術基準の性能規定化を推進する。

また、石油コンビナート特別防災区域における広域的な防災体制の確立を促進する。

## IV 消防防災科学技術の向上

### 1. 消防防災科学技術研究の推進

産学官の連携により実践的な研究開発を行う。消防防災科学技術研究推進制度に基づく研究資金を充実させ、消防科学技術の高度化を図る。

### 2. 火災原因調査体制の充実・高度化

火災態様の特異・特殊化に対応するため、火災原因調査に関して、中小規模の消防本部における火災原因調査体制の実態について調査検討を実施し、最新の消防防災科学技術を火災原因調査に適用する基盤を整備する。

### 3. 消防科学技術の研究開発に関する消防本部との連携強化

消防研究センターと消防本部の研究部門との連携のあり方について早急に検討を行い、両者が連携したより効果的な研究開発を実施する。

## V 消防防災分野におけるICTの活用

### 1. 高度情報技術の活用によるオペレーション機能の強化

各消防本部における消防車両動態システムの標準化を促進し、受援消防本部において応援側消防本部の車両の動態も把握可能とすること等高度化を図り、緊急消防援

助隊等の広域応援時の活動をより効果的にするシステムを構築する。

また、大規模災害時における消防庁と消防本部等との情報共有を一層充実させるための方策について検討する。

### 2. 携帯電話等からの通報受信体制の確立

携帯電話及びIP電話等からの119番通報が大幅に増加しているため、携帯電話等からの119番通報の発信位置情報が表示できるシステムの導入を推進する。

### 3. ICTを用いた効果的な人材育成の推進

様々な態様の模擬的災害現場をシミュレートし、消防職員（指揮者）の災害現場における情報収集・整理能力、判断力、指揮命令能力等を養成するシステムを開発、導入する。また、消防大学校における受講生の増大への対応や教育の高度化のため、e-ラーニングによる研修等、ICTを利用した研修プログラムの充実を図る。

## VI 消防団の充実と地域防災力の強化

### 1. 消防団充実・強化のための施策の積極的推進（再掲）

日本消防協会、経済団体及び都道府県等との連携、国民全体の理解の向上に資するマスコミを活用した広報等様々な手法を用いた入団促進事業の推進、機能別団員・分団制度の一層の活用、「消防団協力事業所表示制度」の全国展開、消防団員確保に資する施策を展開する団体に対する支援等、団員確保の取組みを強化する。

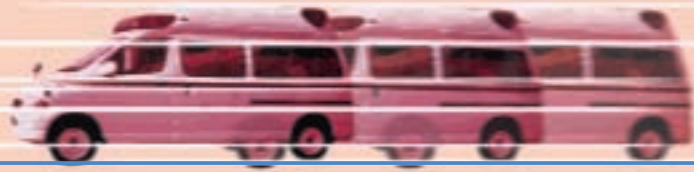
### 2. 地域における防災力の充実・強化

#### （1）総合的な危機管理体制の構築

地方公共団体の総合的危機管理体制の強化を図るため、地方公共団体の危機管理事案への対処の実態に関して幅広く調査・分析を行い、危機管理組織のあり方や危機管理分野における人材育成のあり方等について検討する。

#### （2）自主防災組織の充実・強化

自主防災組織率の向上、自主防災組織の強化のため、市町村レベル及び都道府県レベルでの連絡協議会の体制の充実を図るとともに、防災研修の実施を通じ、自主防災組織の結成促進を図る。また、消防団と自主防災組織との一層の連携を推進する。



### (3) 地域安心安全ステーションの全国展開

消防団・婦人（女性）防火クラブ等との連携の促進により、地域安心安全ステーションの充実・強化を促進し、本格的な全国展開に向けた取組みを推進する。

さらに、事業所と連携した地域防災活動の充実・活性化を推進するため、事業所間のネットワークを活かした防災拠点づくりの事例調査を実施する。

### 3. 災害時要援護者支援対策の推進

高齢者等の災害時要援護者支援のため、地方公共団体における災害時要援護者避難支援プランの策定状況の調査結果を踏まえ、一人ひとりの要援護者に対して複数の支援者を定める等、市町村等における具体的な避難支援プランの策定の促進を行う。また、支援を必要とする外国人への対応も検討する。

### 4. 震度情報ネットワークの高度化

地方公共団体が設置した全国約2,800箇所の震度計と震度情報ネットワーク機器について、地方公共団体の適切な初動対応や地域住民・企業の防災対応に資するよう、より迅速・確実かつきめ細かに震度情報を把握できるものに高度化する。

### 5. 災害支援物資の備蓄・供給の調整体制の構築

各地方公共団体が備蓄している物資の内容、数量等を都道府県単位で一元的にデータベース化し、都道府県間の協定を基に、災害支援物資の供給調整を可能とする体制を構築する。

### 6. 消防防災を担う人材の確保

石油コンビナート災害に対応した訓練の実施、原子力施設における事故等に関する教育訓練の充実、自主防災組織のリーダー等に対する研修等、消防防災を担う高度な人材を確保するための実践的な教育研修を充実・強化する。

### 7. 防災行政無線等の整備の促進

未整備市町村における防災行政無線の整備を促進し、防災行政無線の普及率（74.6%：平成18年3月31日現在）の向上を図る。

また、地震、津波等の災害対策や国民保護対策のた

め、住民の迅速な避難を促す全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を推進する。

## VII 救急需要対策・救急業務の高度化等に関する総合的な取組み

### 1. 救急需要対策の推進

急増する救急需要対策として、真に緊急を要する傷病者に対するより迅速な対応を可能とするため、民間患者等搬送事業者との適切な役割分担及びトリアージ（緊急度・重症度の選別）の導入等について検討を行う。

### 2. 救急業務の高度化等

救命率の向上を目指して、地域の医療機関との連携等救急業務の高度化に関する取組みについて検討するとともに、AED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）を使用した応急手当等を行う救命講習の実施等を促進し、一般市民による応急手当の普及を図る。

## VIII 消防防災分野における国際協力

### 1. 国際的消防援助体制の充実

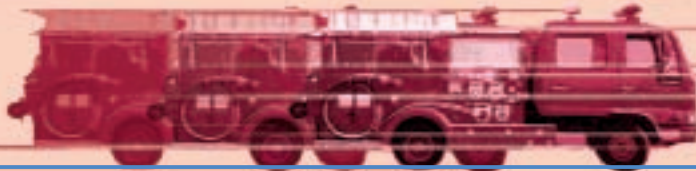
被災国への国際消防救助隊（IRT：International Rescue Team）の派遣を積極的・効果的に行うため、国際消防救助隊セミナー等国際緊急援助活動に関する訓練・研修を実施し、部隊の充実・強化を図る。また、国際消防救助隊の救援活動をより効果的にするための方策を検討する。

### 2. 消防の国際協力及び国際貢献の推進

各国の消防技術の高度化のため、世界消防技術高度化事業を実施する。具体的には、アジア諸国に出向いて消防防災分野に係るセミナー等を開催し、消防防災専門家の派遣を積極的に推進する。

また、開発途上国等からの研修員の受け入れ及び防災教育・災害対策に関する教材の作成・提供等により、開発途上国等の災害対応能力の向上を図る。

さらに、消防防災分野の国際交流として、トップマネージャーセミナー（開発途上国消防行政に携わる幹部職員との交流）を実施する。



# 平成19年度消防庁予算概算要求の概要

総務課

## 1 概算要求の概要

### (1) 概算要求に当たっての基本的な考え方

従来我が国は充実した災害対策や治安の良さ、安全な社会インフラ等の安心・安全な社会を基盤とした経済活動を行っており、これらは我が国経済の国際競争力の源泉ともなってきた。

ところが昨今では、平成16年度の豪雨災害や今年の梅雨前線による豪雨災害に見られるように自然災害が深刻化していることに加えて、新潟県中越地震及び福岡県西方沖を震源とする地震といった度重なる震災の発生は、我が国のおかれた自然条件等の厳しさを改めて再認識させるものとなっている。また、コンビナート火災等の企業災害の増加や、JR西日本福知山線列車事故のようにこれまで安全と信じられてきたインフラ施設における故障・人災の発生、さらには大規模地震やNBCテロ災害等の発生に対する懸念もあり、我が国の安心・安全神話には揺らぎが生じているのが現状である。

こうした危機感の中、政府がこの7月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、「国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である」ということが明記された。

これを受けて、総務省の重点施策及び消防庁重点施策においても、同じ認識のもと「我が国の優位性である安心・安全を

維持向上させていくため、消防防災体制の強化、大規模災害対策、火災予防対策の積極的推進、地域の安心・安全の確保等、総合的な消防防災対策を展開する。」ことを確認したところであり、消防庁の平成19年度概算要求に当たっても、このことを基本的な考え方としている。

また、消防庁の役割・組織の拡充も念頭に置く必要がある。

平成16年4月施行の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が法定化されるとともに、緊急消防援助隊に対する消防庁長官の指示権が創設されたことに伴い、消防庁には、緊急消防援助隊の全国的な運用調整・オペレーション業務を担う責務が生じた。

併せて、平成16年のいわゆる国民保護法の制定に伴い、消防庁が新たに法運用上の基幹的役割を果たすことになり、警報伝達や避難指示、安否情報の収集・提供などの法の実効性を高めるための責任が新たに生じた。

これらの結果、消防庁は旧来の企画立案のみに終始する「政策庁」から、国の責務として災害対応のオペレーション業務についても実施する「政策・実施庁」に大きく変革した。このため平成17年8月15日には消防庁に「国民保護・防災部」を設置、さらに平成18年4月1日には独立行政法人消防研究所を、国の内部組織である消防大学校消防研究センターとして新たに発足させるなど、組織面においても体制の強化を図っているところである。

## 平成19年度 消防庁予算概算要求の概要

(単位：百万円、%)

	①9要求額 a	⑱当初予算 b	比較増減額 c = a - b	増減率 c / b
総額	15,528	14,230	1,298	9.1
事業費等	6,400	5,655	746	13.2
消防補助負担金	9,127	8,575	552	6.4
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,539	5,000	538	10.8
消防防災施設整備費補助金	3,455	3,455	0	0.0
国庫負担金	133	120	13	11.1

※計数については、端数処理の関係上、計算が合わないことがある。

## (2) 予算フレーム

(1)で述べた考え方に加え、後述3の概算要求基準を踏まえて、平成19年度要求額は155億28百万円としており、18年度当初予算と比較して12億98百万円の増となっている。

このうち、緊急消防援助隊関係の車両や資機材を対象とする緊急消防援助隊設備整備費補助金については、18年度予算(50億円)比で5億38百万円(10.8%)増となる55億39百万円を要求し、また、耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等を対象とする消防防災施設整備費補助金については、18年度予算(34億55百万円)同額の34億55百万円を要求している。

また、その他の事業費等については、18年度予算(56億55百万円)比で7億46百万円(13.2%)増の64億円を要求している。

## 2 主要施策

以下、平成19年度概算要求における主要事項について解説する。

### (1) 緊急消防援助隊の充実強化

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ平成7年に発足した緊急消防援助隊は、平成16年4月に消防組織法上の制度として明確に位置付けられて以降も、平成16年7月の新潟・福島豪雨、福井豪雨、同年10月の新潟県中越地震、平成17年4月のJR西日本福知山線列車事故等に出動し、人命救助等においてめざましい活躍をしているところであり、その充実に対する国民の期待も大きなものとなっている。

平成18年2月には大規模・特殊災害に備えた体制強化のため、緊急消防援助隊に係る基本計画の変更を行い、登録部隊数を平成20年度までに3,400隊規模(平成18年4月現在)から4,000隊規模に増強することとした。

平成19年度においても、引き続き4,000隊規模への増強を進めるため、緊急消防援助隊としての活動に必要な資機材等に係る国庫補助金(緊急消防援助隊設備整備費補助金)として55億39百万円(平成18年度50億円、対前年度比10.8%増)を要求している。

また、部隊の量的充実を図るほか、応援を受ける側との効果的な連携や、悪条件下でのヘリコプターの有効活用など、緊急消防援助隊の運用面での強化を図るために、①出動部隊の動態情報を管理するシステムの標準化に関する検討及び②消防防災ヘリコプターの積極的活用等に関する検討を行う経費として、総額86百万円を新規に要求している。

### (2) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは、津波情報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁や官邸から人工衛

星を用いて直接市町村等に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することによって、住民へ情報を瞬時に伝達することを目的としたシステムである。

消防庁においては平成17年度にシステムの実証実験を行い、システム・機器の標準仕様の検討を行うとともに国側の送信設備を完成させており、平成18年度には送受信ソフトの改修を実施する予定である。

平成19年度は、①緊急情報を市町村等で受信し、住民へと情報を伝達するために必要な受信装置の一部である「衛星モデム」を市町村に配備するための費用(平成21年度までの3年間で全市町村に配備することを予定)、②消防庁に設置している送信装置(指令台)への機能追加(国民保護関連の情報を優先送信できるようにする)に関する費用及び③システムの運用に必要な衛星回線の常時接続に関する費用について総額1億94百万円を要求している。

### (3) NBCテロ災害対応資機材の整備

消防庁では、大規模災害やテロ災害等の特殊災害への対応力の強化を図るため、平成18年度から、特殊な資機材を有する特別高度救助隊及び高度救助隊の制度を創設することとし「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」の一部改正を行うとともに、平成18年度予算においては特別高度救助隊が備えることを想定したウォーターカッター及び大型ブローアを消防大学校に配備することとしたところである。

しかし、地下鉄サリン事件後も、アメリカ同時多発テロ、ロンドン地下鉄テロ等、海外においてもテロ災害が多発している。我が国においても起こり得るテロ災害に備えて、いざという場合の救命率の向上はもちろんのこと、地下鉄サリン事件における教訓も踏まえれば、初動対応にあたる消防隊員や救急医療従事者を二次災害から守るための体制はいまだ十分とはいえず、このための基盤づくりが喫緊の課題である。

また、テロは国に対する攻撃であり、それにより生じる被害への対応は国の責任において行うべきである。

このため、平成19年度は、大型除染システム(5台)、生物剤検知キット(簡易型)及び化学剤検知紙(各67セット)を、特別高度救助隊等に配備するため、総額2億75百万円を新規に要求している。

### (4) 消防団員の確保及び消防団活動の充実強化

消防団は、地域に密着し、その動員力や即時対応力といった特性を活かしながら、火災、風水害、震災等の災害対応はもとより、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしている。

しかしながら、過疎化、少子化等の影響により、かつて200万人いた団員が今や90万人を割ろうとしており、さらには団員のサラリーマン化・高齢化等の課題に対応しつつ、団員の確





保を図ることが不可欠な状況にある。

このため、平成19年度においては、団員の深刻な減少傾向やサラリーマン化等の傾向を踏まえると、国民一般に対して消防団に関する情報提供の機会を抜本的に増やしていくと同時に、経済界や個々の事業所の理解を得ながら消防団員の確保を推進していくことが不可欠であるとの認識のもと、①新聞・ホームページのバナー広告等多様な媒体での消防団活動のPRによる消防団活動への理解促進、②消防団活動支援事業所表示制度（消防団員の確保に協力的な事業所をマークにより表示する制度）の全国展開、優良消防団の表彰による消防団活動の活動環境の整備、さらには消防団員確保に取り組む市町村等への支援として③消防団員確保アドバイザーの派遣体制の構築や消防団員確保支援データベース提供等に関する経費として総額1億10百万円を要求している。

## (5) 市町村消防の広域化の推進

小規模な消防本部においては、多様化、大規模化する様々な災害等に対応していく上では、管内の災害に対する初動体制や統一的な指揮の下での効果的な応援体制、救急救命士など専門要員の養成体制、特殊な資機材、車両等の確保等の点で限界があることが指摘されている。

消防庁としても、平成6年度には消防庁長官通知を発出するなど、これまでも広域化を指導してきたが、管轄人口が10万人未満のいわゆる小規模消防本部が平成18年4月においても依然として6割を占めている実情があり、少子化・人口減が続く地域社会の中では、今後担い手不足や財政の悪化等も懸念される。

こうした状況も踏まえ、消防庁では平成18年の消防組織法の改正、基本指針の策定により、管轄人口おおむね30万以上の規模を一つの目標として消防本部の広域化を推進し、消防力の充実強化を図ることとしている。

平成19年度は、①消防の広域化に関する国民への周知を行うためのPR用パンフレット等の作成、②広域化の必要性に関する消防本部、市町村の理解を深め、より望ましい規模・体制等について議論するためのシンポジウムの開催、③広域化を進める消防本部の支援を行うための消防広域化推進アドバイザーの派遣に関する経費として35百万円を要求している。

## (6) 危険物施設の安全対策の総点検

屋外タンクをはじめとした危険物施設は、我が国の生活・産業に必要不可欠なものである一方で、一旦災害が発生した場合には、火災・爆発・危険物漏洩等による従業員・周辺住民の生命・財産への被害のみならず、二次的被害として、ライフラインの途絶、産業活動の停止等を発生させ、国民生活・産業活動に甚大な被害をもたらすおそれが高い。

しかし、こうした危険物施設の事故は、企業のリストラ等

を背景としてか、ここ10年間で倍増という深刻な状況にある上、首都直下地震等大規模災害への対応は大きな課題となっており、安全対策の更なる徹底、災害発生時の被害を最小限に食い止める対策の推進は不可欠である。

このため、平成19年度は、「危険物施設の安全対策の総点検」の一環として、大規模施設を中心に①屋外タンクの新基準への改修状況の点検、②浮き屋根式タンク等の安全性の点検、③津波・浸水による大規模危険物施設の安全対策の実験・検証等、④コンビナート等における長周期地震動等のタンク本体の被害予測手法の検討等を行う経費として、総額2億25百万円を新規に要求している。

## (参考) 主要事業一覧

- 市町村消防の広域化の推進に要する経費 35百万円
- 消防救急無線等の高度化・高機能化の推進に要する経費 1億円
- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)整備事業 1億94百万円
- 国民保護訓練の経費負担に要する経費 1億08百万円
- 消防団員の確保及び消防団活動の充実強化に要する経費 1億10百万円
- 自治体消防制度60周年記念事業の実施 25百万円
- 緊急消防援助隊の4,000隊への増強に要する経費 (緊急消防援助隊設備整備費補助金) 55億39百万円
- 緊急消防援助隊の活動体制の充実強化に係る調査検討に要する経費 86百万円
- 緊急消防援助隊派遣体制の整備に要する経費 1億11百万円
- NBCテロ災害対応資機材の整備に要する経費 2億75百万円
- 消防防災施設の整備に要する経費(施設補助金) 34億55百万円
- 住宅防火対策及び防災製品の普及の総合的促進方策の検討に要する経費 50百万円
- 危険物施設における安全対策の総点検に要する経費 2億25百万円
- 消防防災技術研究開発に要する経費 3億83百万円
- 消防団・自主防災組織の育成等に要する経費 23百万円
- 地域安心安全ステーション整備モデル事業に要する経費 29百万円
- 救急業務の高度化推進に要する経費 16百万円

## 3 概算要求基準(参考)

平成19年度概算要求については、平成18年7月21日に閣議了解された「平成19年度予算の概算要求に当たっての基本的

な方針について」(いわゆる概算要求基準)に従って行うこととしている。

概要は以下のとおりである。

**(1) 概算要求基準の基本的な方針**

平成19年度予算は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示された今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算であり、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を図る。

**(2) 具体的な積算方式**

**①公共投資関係費**

前年度当初予算における公共投資関係費相当額に100分の97を乗じた額を基礎とし(要望基礎額)、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。

**②その他の経費**

**ア 人件費**

前年度当初予算額に相当する額に、平年度化等の増減を加減算するとともに、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)における純減目標数を踏まえた人件費の減を減算した額の範囲内において要求する。

**イ 義務的経費**

前年度の当初予算における義務的経費相当額の範囲内において要求する。

**ウ その他経費**

下記のa、bの要望基礎額の合計額に100分の120を乗じた額を上限とする。

**a 科学技術振興費**

前年度当初予算における科学技術振興費に相当する額を要望基礎額とする。

**b その他**

前年度当初予算におけるその他経費のうちa科学技術振興費以外の額に相当する額に100分の97を乗じた額を要望基礎額とする。

※その他経費については消防庁に係る経費を抜粋して記載。

**③各経費間の要求の調整**

ア〜ウにより算出された額の合計額の範囲内で各経費間で所要の調整をすることができる。

**④その他**

所管を越えた予算配分の重点化を図るため、予算措置の過程において、総額500億円の範囲内で、予算措置の総額の上限に加算可能。

**「経済財政運営と構造改革の基本方針2006」  
における消防予算の位置付け**

**第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現**

**4. 生活におけるリスクへの対処**

(略)

国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。

(略)

このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。

(略)

**(災害対策)**

(略)

・衛星による測位・災害監視技術等を活用したハザードマップの作成や防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団、水防団の充実強化を図る。また、救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。

(以下略)

## 平成17年中救急・救助の概要(速報版)

救急企画室・参事官・応急対策室

### 1 救急業務の実施状況

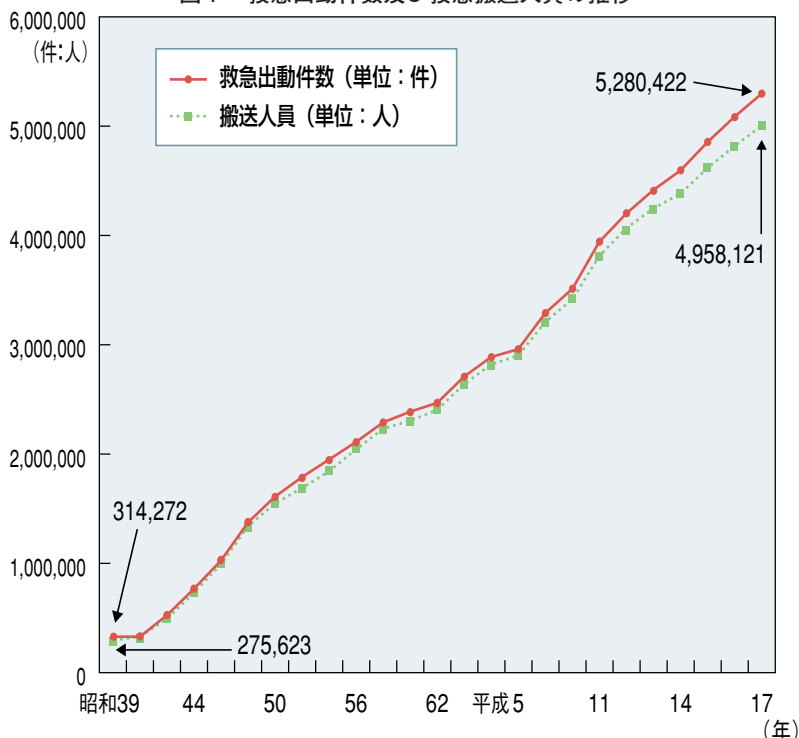
#### 増加傾向の続く救急出動件数

平成17年中の救急出動件数及び救急搬送人員は、それぞれ528万422件(前年比24万8,958件の増加)、495万8,121人(前年比21万2,249人の増加)であり、出動件数は前年に引き続き500万件を超え、528万件に達しました。(ヘリコプターによる出動件数2,486件、搬送人員2,145人を含む。)(図1参照)

また、救急自動車による出動件数は、一日平均約1万4,460件(前年比719件の増加)で、約6.0秒(前年は約6.3秒)に1回の割合で救急出動し、国民の約26人(前年は約27人)に1人が救急車により搬送されたこととなります。

また、現場到着までの所要時間の全国平均は6.5分(前年は6.4分)、医療機関収容までの所要時間の全国平均は31.1分(前年は30.0分)となり、遅延傾向にあります。

図1 救急出動件数及び救急搬送人員の推移



※平成10年以降の救急出動件数及び搬送人員についてはヘリコプター搬送分を含む。

救急救命士を運用している救急隊数は  
全国4,787隊のうち3,944隊(82.4%)

消防庁においては、「全ての救急隊に救急救命士が常時1名配置される体制」を目標に、救急救命士の養成と、運用体制の整備を推進しています。

平成18年4月1日現在救急救命士を運用している消防本部数は、全国811消防本部のうち810本部(99.9%:前年は99.4%)、救急救命士を運用している救急隊数は、全国4,787隊のうち3,944隊(82.4%:前年は78.2%)となり、その割合は年々高まっています。また、救急業務に従事している救急救命士数は1万6,844人(前年は1万5,317人)となり、年々増加しています。

救急救命処置等の実施件数は6万件以上

救急救命士が救急救命士法にもとづいて行う処置については、「器具による気道確保」、「除細動」、「静脈路確保」の3つがあります。

平成17年中の「器具による気道確保」は4万2,671件、「除細動」は1万2,494件、「静脈路確保」は1万1,964件で、合計6万7,129件となっており、対前年比23.3%増となりました。

応急手当講習の受講者は  
約121万人

消防庁では救命効果の向上を図るため、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による応急手当の普及啓発活動を推進しています。平成17年中に消防機関が行った応急手当普及講習の修了者数は、120万8,998人(うち普通救命講習114万1,531人、上級救命講習6万7,467人)となり、国民の約106人に1人が受講したことになります。

また、応急手当が実施された傷病者数は、全国の救急隊が搬送した心肺停止傷病者数の33.6%にあたる3万4,521人となっています。

## 2 救助業務の実施状況

### 救助出動件数・救助活動件数ともに交通事故が第1位

平成17年中における全国の救助活動の状況は、救助出動件数 8万5,716件、救助活動件数 5万4,598件であり、事故種別ごとに救助活動の状況を見ると、救助出動件数で最も多いのは、交通事故の3万6,458件で全体の42.5%を占め、次いで建物等による事故2万415件(23.8%)、火災5,395件(6.3%)の順となっています。(表1参照)

また、救助活動件数でも交通事故が最も多く2万707件で全体の37.9%を占め、次に多いのは建物等

による事故の1万6,137件(29.6%)で、以下、火災、水難事故、機械による事故の順となっています。

## 3 消防防災ヘリコプターの活動状況

### 航空部隊の救急出動件数は過去最高

消防防災ヘリコプターは、平成18年4月1日現在、全国45都道府県に合計70機配備されています。

平成17年中の出動件数は5,346件(速報値)で、そのうち、救急出動件数は過去最高の2,486件となりました。(図2参照)

救急出動件数は年々増加しており、現在では、全出動件数の半数近く(46.5%)を占めています。

表1 事故種別救助活動状況

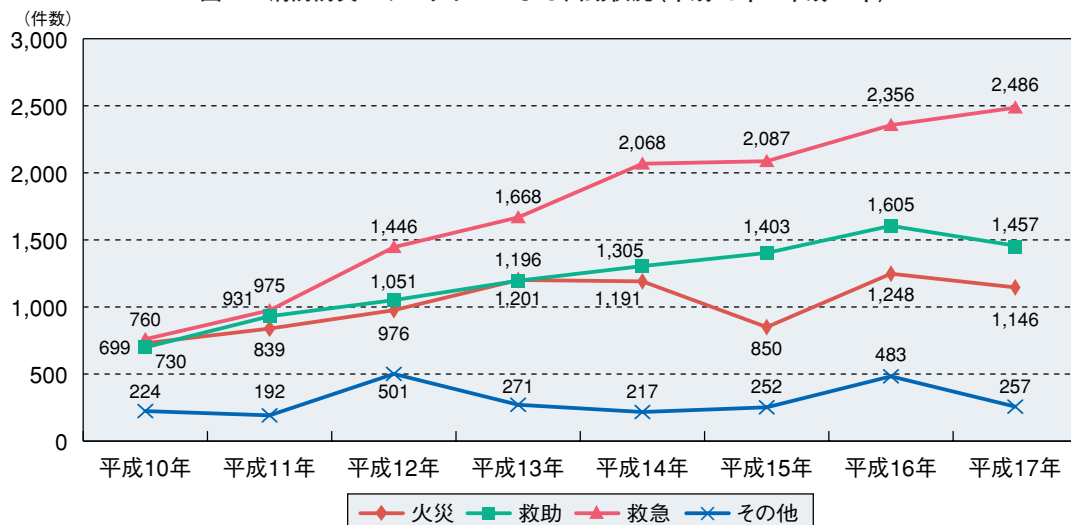
区分	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス欠及び事故	破裂事故	その他	合計
救助出動	5,395 6.3%	36,458 42.5%	3,189 3.7%	254 0.3%	2,148 2.5%	20,415 23.8%	282 0.3%	6 0.0%	17,569 20.5%	85,716 100%
救助活動	5,395 9.9%	20,707 37.9%	2,134 3.8%	164 0.3%	1,151 2.1%	16,137 29.6%	123 0.2%	2 0.0%	8,785 16.1%	54,598 100%
救助人員	1,578 2.8%	27,534 48.1%	1,927 3.4%	492 0.9%	1,396 2.4%	15,853 27.7%	122 0.2%	2 0.0%	8,396 14.7%	57,300 100%

※%は構成比を示す。

※火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上している。

したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっている。

図2 消防防災ヘリコプターによる出動状況(平成10年～平成17年)



※平成17年については、速報値である。

※「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材及び人員搬送等、火災、救助、救急出動以外の出動をいう。

# 「救急業務高度化推進検討会報告書」の概要

## 救急企画室

### 1. 経緯

2005年11月にILCOR(国際蘇生連絡協議会)のCOSTR(心肺蘇生に関わる科学的合意と治療勧告)にもとづいて、AHA(アメリカ心臓協会)のガイドラインとERC(ヨーロッパ蘇生協議会)のガイドラインが発表されました。我が国においては、それらを参考に平成18(2006)年6月に財団法人日本救急医療財団の心肺蘇生法委員会日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会から「我が国の新しい救急蘇生ガイドライン(骨子)【BLS】」(以下「ガイドライン」という。)が示されました。

消防庁では、こうした経緯を踏まえ、救急隊員及び消防職員が、救急現場においてガイドラインを踏まえた新しい一次救命処置等に準拠した救急活動を行うことができるよう、また、速やかに新しい内容での応急手当講習等に移行できるよう「救急業務高度化推進検討会」を設置し、今後の新しい救急活動や応急手当普及啓発のあり方等について検討しました。なお、ガイドラインは、従来の救急蘇生法を否定するものではなく、より良い方法を推奨しているものであることに留意する必要があります。

### 2. 従来の一次救命処置との主な変更点について

- (1) 「主に市民が行う一次救命処置」と「日常的に蘇生を行う者が行う一次救命処置」に区分されました。(一次救命処置：人工呼吸、胸骨圧迫、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)による除細動など)
- (2) 効果的な救急蘇生を行うにはできるだけ早期から十分な強さと十分な回数と絶え間ない胸骨圧迫が必要であることが強調されました。
- (3) 胸骨圧迫の効果を上げるために、心肺蘇生法開始の判断と手順、人工呼吸の吹き込み時間、

胸骨圧迫(C)と人工呼吸(V)の比率による除細動の実施回数、除細動実施後の対応等が変更されました。

- (4) 小児(おおむね1歳以上8歳未満)への除細動の実施が可能となりました。

	従前	新しい一次救命処置
吹き込み時間	1回2秒	1回1秒
C：V	15：2	30：2
初回除細動実施回数	連続3回	1回
除細動実施後の対応	心電図波形解析後胸骨圧迫	実施後は直ちに胸骨圧迫

### 3. ガイドラインを踏まえた、救急隊員等が行う一次救命処置等について

- (1) 救急隊員が行う一次救命処置等について

消防機関において救急業務に従事する救急隊員が、救急現場において行う一次救命処置等は、「救急隊員が行う一次救命処置」(「日常的に蘇生を行う者が行う一次救命処置」の内容にもとづいたもの)等に準拠したものとし、具体的な処置、手技等については、消防庁が通知する「救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領」で示します。

- (2) 消防職員が行う一次救命処置等について

消防職員の勤務体系や業務内容、現場出場頻度等は、各消防本部の実状等に応じて異なり、消防職員が行う処置等の水準も様々ですが、一般の消防職員であっても、「救急蘇生の現場で活動する頻度が高い者」にあっては、「救急隊員が行う一次救命処置」に準じた処置を行うことが適当と考えます。この場合、「救急蘇生の現場で活動する頻度が高い者」かどうかは、各消防本

部における消防職員の業務内容や勤務体系等を十分考慮し、適切に判断することが必要と思われれます。

今後、各消防本部は、報告書等の内容を受け地域のメディカルコントロール協議会等と十分に連携を図りながら、救急隊員及び消防職員に対する教育等を十分に行った上で、救急現場等で不都合が生じることがないように、準備が整い次第、速やかに移行することとしました。

#### 4. 救急隊員、消防職員が行う小児への除細動について

ガイドラインでは、自動体外式除細動器による小児(おおむね1歳以上8歳未満)への除細動の実施については、ジュール数を減衰することのできる小児用パッド(以下「小児用パッド」という。)を用いて除細動を行うべきであるとされ、小児用パッドがない等、やむを得ない場合は成人用パッドを代用し除細動を行うべきであるとされました。

##### (1) AEDを使用した除細動の実施について

使用する機器に小児用パッドが備えてある場合は、それを使用し、除細動を実施する。小児用パッドがない場合は、緊急避難的な処置として、成人用パッドを代用し機器のメッセージ、操作方法等に従い、除細動を実施することとしました。

##### (2) マニュアルモードにも設定可能な自動体外式除細動器(半自動の自動体外式除細動器)を使用した除細動の実施について

現時点(平成18年8月)においてマニュアルモードにも設定可能な自動体外式除細動器には、ショックのジュール数を減衰する機能を有する小児用パッドが存在しないことから、マニュアルモードにも設定可能な自動体外式除細動器を使用した小児への除細動の実施については、AEDと同様に緊急避難的な措置として、機器に備えてある成人用パッドを代用し、成人と同様の操作方法に従い、除細動を実施することとしました。

#### 5. ガイドラインを踏まえた、応急手当普及啓発活動について

消防庁が定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日付け消防救第41号)にもとづき行われる市民に対しての応急手当講習の内容は、「主に市民が行う一次救命処置」等の内容を踏まえたものとなりました。また、今回の改訂の趣旨が「効果的な胸骨圧迫を絶え間なく行うこと」であることを踏まえ、状況に応じて胸骨圧迫のみの心肺蘇生も十分に効果があることを強調することや、突然死を防ぐためには、急性冠症候群(急性心筋梗塞等)や脳卒中が疑われる場合(胸部痛、突然の激しい頭痛、麻痺、言語障害等)では、迅速な救急要請を行うことの重要性を啓発していくこととしました。今後、各消防本部においては、講習用資器材の確保状況等、管轄地域の実情に合わせて、新しい内容の応急手当講習等への移行の準備を進め、準備が整い次第速やかに移行するとともに、報道機関、公的な広報誌、消防関係者が行うイベント等を利用して新しい一次救命処置に移行することや再講習の受講を呼びかけるなど、積極的な普及啓発に努めることを期待します。

#### 救急業務高度化推進検討会委員

(五十音順・敬称略、◎は座長)

朝日 信夫	財団法人救急振興財団副理事長
石井 正三	日本医師会常任理事
小野 清	仙台市消防局警防部救急課長 (全国消防長会)
◎坂本 哲也	帝京大学医学部救命救急センター教授
谷川 攻一	広島大学大学院医歯薬学総合研究課 病態薬物治療学講座(救急医学)教授
畑中 哲生	財団法人救急振興財団救急救命 九州研修所教授
堀 進悟	慶応大学救急医学助教授
山崎登志郎	東京消防庁救急部救急指導課長 (全国消防長会)
横田 裕行	日本医科大学救急医学助教授
オブザーバー	
谷口 隆	厚生労働省医政局指導課長

# 住宅火災に関する分析結果

消防技術政策室

住宅火災による死者が急増していることを受け、その背景要因を探るべく実施した最新の住宅火災に関する統計分析の結果、50歳前後のいわゆる熟年男性が住宅火災で死亡する危険が増加していることが明らかとなりました。

## 1. 死者数と死亡率の推移

平成17年の住宅火災による死者は、前年比18%増の1,220人に上りました。これはデータの存在する昭和54年以降最悪の死者数です。また、人口の増減による影響を取り除くため人口10万人あたりの死者数で表す死亡率も、過去10年間0.7~0.8程度で推移していたものが、平成17年は0.95となり、住宅火災によって死亡する危険が急激に悪化していることを示しています（図1）。

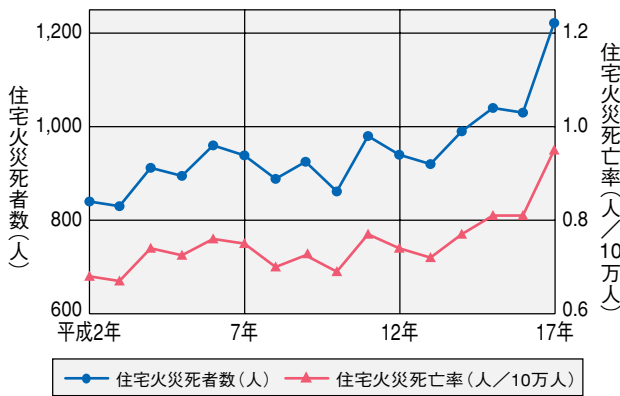


図1 住宅火災による死者数と死亡率の推移 (放火自殺者等を除く)

## 2. 変わらぬ高齢者の危険

住宅火災による死者の半数以上を65歳以上の高齢者が占め、死亡率も他の年齢層に比べ2倍以上高い点は、従前より変わらない傾向です（図2）。

## 3. 熟年男性の死亡率の上昇傾向が明らかに

男女別/年齢別にみた死亡率

死亡率を男女別に比較すると、いずれの年齢層でも男性の死亡率が高くなっています。住宅防火というと、出火防止の観点から主婦などを対象とした啓発が中心となりがちですが、死者を低減するためには、男性への注意喚起が不可欠であることを示しています。

また、平成2年と平成17年とを比較すると50歳前後の男性、いわゆる熟年男性の死亡率が上昇しているこ

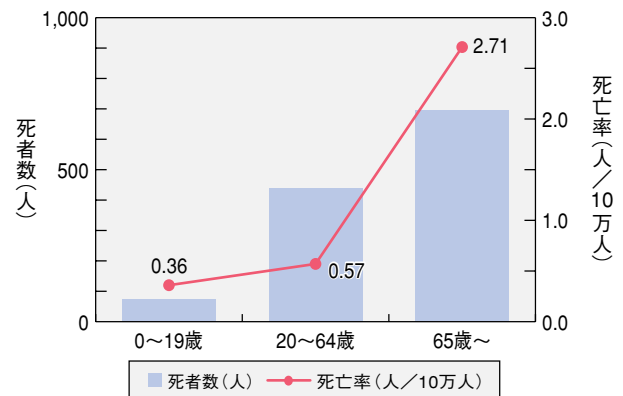


図2 年齢3階級別 死者数と死亡率 (平成17年)

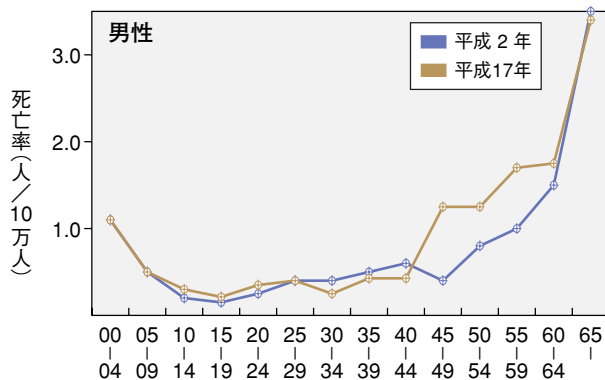


図3 男女別・年齢階級別 住宅火災による死亡率の変化 (放火自殺者等を除く)

とがわかります(図3)。

特に、男性55歳～59歳階級は死亡率が上昇しており、団塊の世代の人口の多さと相まって死者数もこの10年で、年間約40人から約80人と倍増しています。また、死者の特徴としては、次の3点が挙げられます。

- ① 無職の割合が多い(死者の約6割)
- ② 一人暮らしの割合が多い(死者の約5割)
- ③ たばこからの出火が多い。特に平成17年は前年に比べ倍増(図4・5・6)

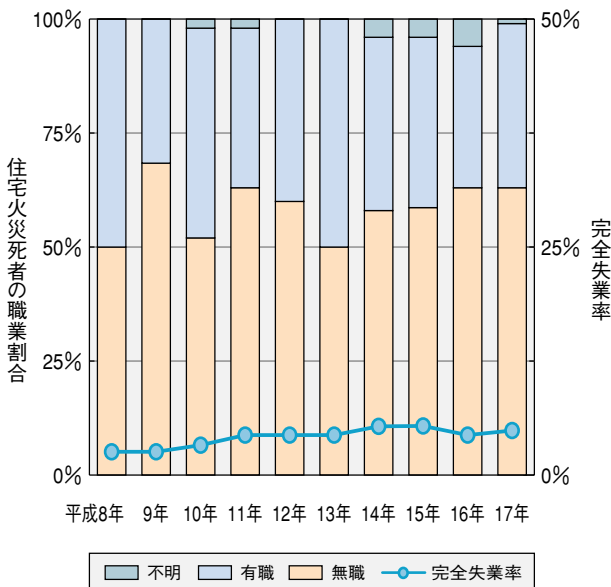


図4 住宅火災による死者の職業と完全失業率の推移 (55歳～59歳男性)

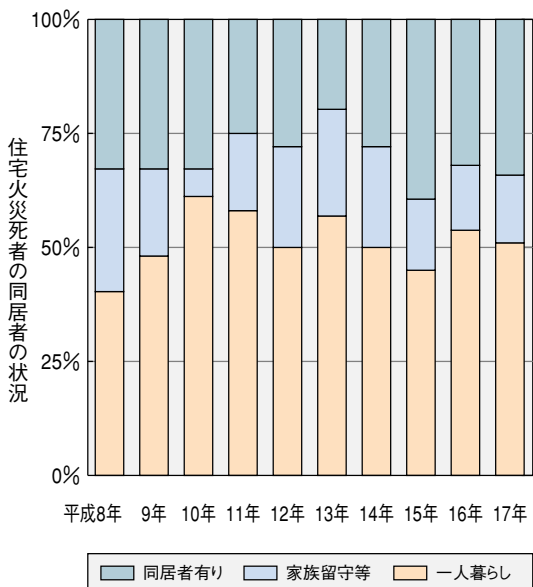


図5 住宅火災による死者の同居者の状況の推移 (55歳～59歳男性)

## 4. 自殺者急増の傾向と共通点が多い

近年、自殺者の増加が社会問題として広く認識されるようになりましたが、自殺でも熟年男性の死者が増加していることが知られています。自殺者に関する既往の研究では、住宅火災による死者(放火自殺等を除く)と共通する事項が指摘されています。

### 自殺に関する研究における主な指摘事項

- ① 1998年以降自殺者急増
- ② 自殺死亡数の増加の多くの部分は男性
- ③ 55歳～59歳をピークとする死亡率の山が出現(男性)
- ④ 70歳以上の年齢階級では低下
- ⑤ 社会・経済的要因の時代効果と関連

出典：国立保健医療科学院,平成10年(1998年)以降の自殺死亡急増—自殺予防対策のための自殺死亡統計—,2003.3

## 5. 今後の取組み

住宅火災による死者の生活背景や、居住していた住宅等に関する事例調査により、死者急増の背景要因の解明を進めるとともに、普及啓発に役立つ情報を発信して行く予定です。

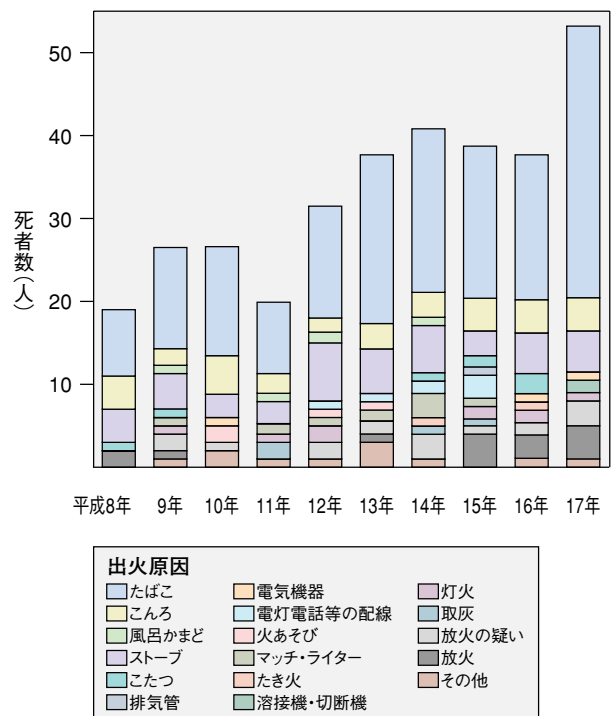


図6 出火原因の推移 (55歳～59歳男性)



# 第1回消防団機能向上のための 総合戦略検討小委員会を開催

総務課・防災課

平成18年9月13日(水)、第1回消防団機能向上のための総合戦略検討小委員会を開催しました。この小委員会は、今年6月に開催された消防審議会において、消防団に関する様々な課題について、集中的に検討するために設置することが決定されたものです。委員は、消防審議会委員から秋本敏文小委員長を含め5名、専門委員として消防防災関係者及び学識経験者の6名により構成されています。第1回目は、消防団の現況と課題や、これまで消防庁が行ってきた消防団に関する様々な取組み等について報告があり、消防団への企業の協力や地域が消防団に期待する役割等について活発な意見交換がなされました。

## (議 事)

- ・小委員会の目的、スケジュール等について
- ・消防団の現況と課題
- ・これまでの調査検討会の検討事項、提言を受けての施策状況等について
- ・消防団の組織としての将来像、望まれる姿、方向性等に関する検討について 等

## 小委員会構成委員

(50音順、敬称略)

### 小委員長

秋本 敏文 財団法人日本消防協会理事長

### 委 員

上田 信雅 富山県消防協会会長

小川 和久 株式会社危機管理総合研究所  
代表取締役研究所長

重川希志依 富士常葉大学環境防災学部教授

関口 和重 全国消防長会会長(東京消防庁消防総監)

### 専門委員

斎藤 仁 社団法人日本経済団体連合会  
社会第二本部長

斎藤 博 所沢市長・全国市長会行政部行政委員長

鶴岡 憲一 読売新聞東京本社 編集委員

中島 芳昭 日本商工会議所 理事・事務局長

永坂 幸子 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会 会長

山崎 登 NHK解説委員



第1回消防団機能向上のための総合戦略検討小委員会の模様

# 防災功労者内閣総理大臣表彰式

総務課

平成18年防災功労者内閣総理大臣表彰式が、去る9月6日(水)11時から内閣総理大臣官邸において、小泉純一郎内閣総理大臣、高部正男消防庁長官など多数の方々の出席のもと、盛大に挙行されました。

防災功労者表彰とは、毎年9月1日を「防災の日」とし、「政府、地方公共団体等関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資する」という趣旨にもとづき、行われているもので、

1. 災害時における防災活動について顕著な成績をあげ又は功績があったもの
2. 防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な成績をあげ又は功績があったもの

等に該当するものとして、各省庁から推薦のあった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰しているもので、今回は、3個人と18団体が受賞しました。そのうち消防庁推薦の受賞者は次の12団体です。

## 「平成17年JR西日本福知山線列車事故救助活動」

- ・大阪市消防局 (大阪府)
- ・堺市高石市消防組合消防本部 (大阪府)
- ・枚方寝屋川消防組合消防本部 (大阪府)
- ・尼崎市消防局 (兵庫県)
- ・神戸市消防局 (兵庫県)

## 「三宅島噴火における消防団の災害出動」

- ・三宅村消防団 (東京都)

## 「平成17年台風第14号における消防団の災害出動」

- ・宮崎市消防団 (宮崎県)
- ・宮崎市高岡消防団 (宮崎県)
- ・椎葉村消防団 (宮崎県)
- ・都城市高崎消防団 (宮崎県)

## 「防災体制の整備」

- ・特定非営利活動法人国際ボランティア学生協会 (東京都)
- ・加古川グリーンシティ防災会 (兵庫県)



平成18年防災功労者内閣総理大臣表彰式 (全省庁受賞者)



平成18年防災功労者内閣総理大臣表彰式 (消防庁関係者)

# 第25回全国消防殉職者慰霊祭

財団法人日本消防協会

第25回全国消防殉職者慰霊祭が、9月14日(木)日本消防会館ニッショーホールに於いて、財団法人日本消防協会・全国消防殉職者遺族会の主催により、厳粛に挙行されました。

新たに合祀された御霊は14柱であり、明治初期から今日までに合わせて5,377柱になり、国民の身体、生命及び財産を護るといふ崇高な消防の使命感と、長い伝統の中で培われた旺盛な郷土愛護の精神に燃え、積極果敢に災害に立ち向かい、尊くもその職に殉じられた全国の消防団員、消防職員並びに消防協力殉難者の皆様です。

会場のニッショーホール正面祭壇には、全国消防殉職者の霊位が祀られ、また、同ホール内には、全国から参列した消防殉職者の遺族や都道府県消防協会関係者、さらには、内閣総理大臣代理として山崎 力総務副大臣、扇千景参議院議長、高部正男消防庁長官、関口和重全国

消防長会会長をはじめ、多数の消防関係者が参列しました。

慰霊祭では、まず初めに、片山虎之助日本消防協会会長が、全国消防殉職者の名鑑を、霊位の前に安置し「御霊の奉納」を行い、参列者一同、黙祷を捧げたのち、片山会長の式辞の後、内閣総理大臣(代読：山崎総務副大臣)が「殉職された方々の御遺志にこたえるためにも、今後とも消防力の充実と防災体制の整備に取り組み、災害に強い国をつくるべく努力してまいります。」と追悼の言葉を捧げられました。

続いて、高部消防庁長官、関口全国消防長会会長が追悼の言葉を捧げられた後、献花、社団法人江戸消防記念会会員による鎮魂の歌(木やり)が行われ、最後に遺族を代表して埼玉県越谷市 鈴木明美さんがお礼の言葉を述べられました。



内閣総理大臣の追悼のことは代読される山崎副大臣



高部消防庁長官による献花



片山会長の挨拶



お礼のことは述べられる遺族代表の鈴木明美さん

## 平成18年度総合防災訓練における 緊急消防援助隊運用訓練概要

東京消防庁

去る9月1日、政府の平成18年度総合防災訓練が、東京都足立区で開催された八都县市合同防災訓練と併せて実施されました。

この中で、広域地震災害応急対策訓練の一環として、緊急消防援助隊運用訓練が、首都災害に対処するための実動面の検証を行うために実施されました。

今回の訓練には、政府調査団(団長=小泉純一郎内閣総理大臣)として、竹中平蔵総務大臣、高部正男消防庁長官も来場され訓練を観閲、訓練終了後には竹中総務大臣から訓練に参加した緊急消防援助隊員に対し激励をいただきました。

### 1. 日時

平成18年9月1日(金)

9時00分から13時30分まで

(八都县市合同防災訓練全体では7時15分から13時30分まで)

### 2. 場所

- ・東京都足立区梅田3、4丁目先 荒川河川敷左岸
- ・東京都足立区舎人公園1番先 都立舎人公園



緊急消防援助隊の集結



緊急消防援助隊への活動指示

### 3. 参加機関及び部隊等

・消防庁現地派遣隊	1隊	4名
・埼玉県隊	2隊	9名
・千葉県隊	2隊	9名
・神奈川県隊	4隊	18名
合計	9隊	40名

### 4. 訓練内容

大規模地震に伴い、建物の挫屈倒壊や交通事故による多数の要救助者が発生したため、消防庁長官の求めに応じ応援部隊が出動したという想定の下、下記の訓練を実施しました。

#### (1) 活動拠点設置訓練

都立舎人公園会場において、各地から集結する緊急消防援助隊の活動拠点を設置する訓練を行いました。

#### (2) 受援対応訓練

活動拠点に集結した各県隊長が指揮支援部隊長に到着報告を行った後、同部隊長から県隊長に対し、活動場所の指定及び任務付与を行いました。

#### (3) 救出・救助訓練

荒川河川敷左岸会場では、屋外競技場が挫屈倒壊し、



倒壊建物からの救助活動

多数のけが人が発生したとの想定で、神奈川県隊(横浜市安全管理局)と埼玉県隊(さいたま市消防局)が東京消防庁と連携し、人命検索・救助活動訓練を実施しました。また、東京都の要請により訓練に参加した韓国・ソウル特別市消防局救助隊との連携訓練も行いました。

都立舎人公園会場では、神奈川県隊(川崎市消防局)と千葉県隊(千葉市消防局)が東京消防庁と連携し、挫屈した建物内や、交通事故車両からの脱出不能者を救出・救助する訓練を行いました。



救出傷病者への固定処置

#### (4) 延焼阻止(空中消火)訓練

地震により大規模火災が発生したとの想定で、荒川河川敷左岸会場前の荒川水面上において、埼玉県、横浜市安全管理局、川崎市消防局、千葉市消防局及び東京消防庁の各消防・防災ヘリコプターによる空中消火訓練を行いました。

## 5. 終わりに

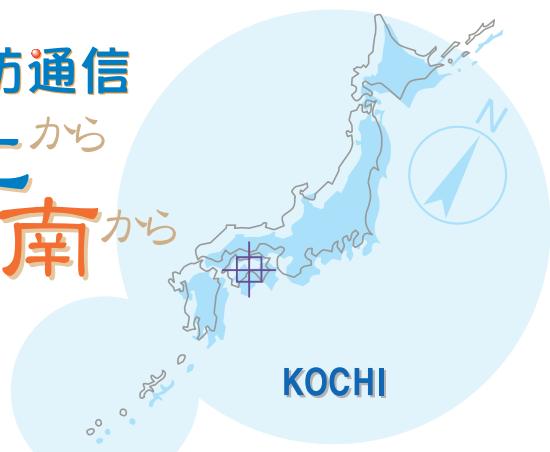
今回の訓練は、首都直下地震を想定して行われ、緊急消防援助隊については活動拠点への集結から任務付与、現場への移動及び活動の実施までの訓練を実施しました。折しも訓練前日の8月31日17時18分ごろには、今回の想定と同じ東京湾北部を震源とする地震が発生し(最大震度は神奈川県で震度4)、参加者一同は例年以上に緊張感を持って訓練に臨みました。



竹中平蔵総務大臣の激励

当日は、朝から雨模様となるあいにくの天候でしたが、各隊とも早朝より訓練会場に集結し、士気旺盛な訓練を実施し、大いに成果をあげることができました。今後も、今回のような連携訓練を継続して実施していくことにより、緊急消防援助隊の活動体制の充実に努めていきたいと考えています。

最後に、今回の訓練に際しまして、参加いただいた消防機関の皆様のご支援、ご協力に深く感謝申し上げます。



高知県 高知市消防局  
消防局長 武内 正久

## 心豊かな元気都市 高知

高知市は東西に広い高知県の中央部に位置し、北は四国山地の緑に囲まれ、南は太平洋が一望できる自然が豊かな都市です。明治22年4月1日に市制を施行し、県都として発展を遂げてきました。

平成10年4月に、当時四国初の中核市へ移行し、平成の大合併に合わせ、平成17年1月1日に旧土佐山村及び旧鏡村と合併し、面積約264km<sup>2</sup>、人口約33万人の規模となり、現在は隣接の春野町と合併に向けて調整を進めています。

風光明媚の桂浜、「坊さん、かんざし買うを見た」で有名なはりまや橋、本年NHKの大河ドラマ「功名が辻」にも取り上げられた、山内一豊公が築城した高知城などがあります。また、坂本龍馬記念館、牧野植物園、自由民権記念館など、先人の功績を垣間見ることができる施設も充実しています。



高知市役所踊り子隊

高知城下の追手筋では、毎日曜日に300年前の江戸時代から続く街路市(日曜市)が開催されています。また、全国に飛び火している「よさこい祭り」は毎年

8月9日から12日に行われ、今年は県内外から187チーム、1万8千人が市内に躍りあふれました。

当消防局は、1本部4課3署6出張所で組織され、333人の消防職員、759人の消防団員で市民の生命・身体・財産を守っています。また、平成17年3月には、車両動態管理システムを導入し、災害現場には直近車両が出動し、一刻も早い災害活動を開始しています。

本市の災害に目を向けると、台風銀座と言われるほどの台風の通過の多い地域であり、昭和50年と翌年の51年に



消防防災ヘリより高知市大津付近

は、20~30年に一度来るかどうかの超大型の台風に襲われ、大水害が発生しました。また、平成10年9月には、土佐湾沖に停滞していた秋雨前線に南から湿った

空気が次々と入り込み、21時からの1時間に時間雨量112mmという猛烈な雨と河川の越流により、市東部を中心に町が水没し、県内で死者8名、床上・床下浸水家屋約1万7千棟の大災害に見舞われました。

これらのことを教訓に「危機管理体制の一層の充実」のもと、市をあげての体制強化に努め、近い将来にくるであろう南海地震に備えて「防災人づくり塾」を開講し、防災訓練などにも市民参加型訓練を設定するなどして、地域防災力の育成・向上に取り組んでいます。また、救命講習についても、現在市民1万7千人のバイスタンダーを育成し、本市本庁職員にも受講を促し、救命率の向上を目指しています。



市立愛宕中学校での総合防災訓練

## おわりに

消防の広域化や消防・救急無線のデジタル化・共同化など、消防を取り巻く情勢が大きく変化してきている中、消防の使命である「市民を守る」を合言葉に消防職団員一丸となって精進してまいります。

## 避難所生活体験(サバイバルキャンプ)を実施

一関市消防本部

一関市消防本部は7月28日から1泊2日で、災害時における避難所での必要な知識や備えを身につけるために避難所生活体験を実施しました。少年消防クラブ、婦人消防協力隊員等69名が参加し、避難した住民自らが役割の振り分けをして、救援物資の受け取り、燃料・生活用水の確保、食事の準備及び休憩場所の設置等を行い避難所での生活を体験しました。また、災害図上訓練(DIG)や応急手当等防災の知識と技術を習得し、地域防災力の向上に資するリーダーを育成するプログラムも実施しました。



避難所生活体験の様子

## 防火安全・安心とつか見回り隊が誕生

横浜市安全管理局

横浜市安全管理局戸塚消防署は8月30日、戸塚火災予防協会と連携し「防火安全・安心とつか見回り隊」を結成しました。これは、火災予防協会の会員26事業所190台の車両に「放火されない環境をつくりましょう」と記した黄色いステッカーを貼付し、横浜市内を業務で運行する際、あわせて市民に放火防止の意識啓発を行おうというものです。同月30日に行った「見回り隊出発式」には、代表して10事業所から10台の車両が参加し、ステッカーを貼付した車両が道行く人々に放火防止を訴えました。



ステッカーを貼付した車両が出発

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 救急活動公開シミュレーションを実施

袋井市森町広域行政組合袋井消防本部

袋井消防署森分署は9月8日、森町保健福祉センター交流広場において住民を対象とした、「救急活動公開シミュレーション」を開催しました。これは日頃、救急隊が現場でどのような活動を行っているのか、救急隊の出来る処置は何かを住民に公開して、救急活動への理解と協力をしてもらえるよう実施したものです。当日は、119番通報の要領、患者接触から胸骨圧迫(心臓マッサージ)までの処置、AEDの取扱い、気道確保の実施(器具を使った気道確保)、静脈路確保を実施しました。



住民への説明風景

## 体験型防災セミナーキャンプを実施

熊本市消防局

熊本市消防局は7月27日から1泊2日で、少年消防クラブ員(14校101名)を対象に体験型の防災セミナーキャンプを実施しました。クラブ員は集団生活の中で、自立性と協調性を持って他の小学校のクラブ員と協力、励まし合いながら、救助資機材の取扱い、応急手当訓練、放水体験、救助体験等を行いました。日頃、学校での少年消防クラブ活動では出来ない様々な防災体験を学習し、キャンプ終了後クラブ員からは「色々な体験をして、少しだけ自信ができました」と頼もしい言葉が聞かれました。



放水体験をする少年消防クラブ員

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

# 消防大学校 だより

## 消防団長科リニューアルーよりアクティブにー

消防大学校では、消防団の上級幹部の方々を対象に毎年消防団長科を開講し、消防団の指揮・運営に必要な知識及び能力を総合的に習得していただいています。

各地で発生した地震や豪雨・豪雪災害における消防団の献身的な働きに、国民から厚い信頼が寄せられているところですが、近年、消防団を取り巻く環境は大きく変化しており、国民保護においても、住民の円滑な避難誘導への対応が求められるなど、「安心・安全」に対し、国民が消防団に寄せる期待は益々大きくなっています。

その一方で、消防団活動時の殉職事案も引き続き発生しており、消防団幹部にはさらに高度な安全管理上の知識と判断力が求められています。

また、多くの消防団では団員数の減少や高齢化など、非常に困難な課題にも直面しています。

このような現状と課題に対処するため、今回の消防団長科第49期では、新たに、消防団本部と災害現場との情報連絡体制の確保をテーマとして「指揮シミュレーション図上訓練」を実施したほか、「事例討議」では各消防団の抱える課題や具体事例について、各研修生間で活発

な意見交換と議論が交わされました。

また、「校外研修」では、被災地に派遣される消防庁ヘリコプターや最新の消防車両、救助資機材について熱心に視察が行われ、緊急消防援助隊の活動と力強さを実感できる場となりました。

今回の研修を通して、「是非、各副団長を継続的に消防大学校へ派遣したい。」「全て新鮮で、身震いをする感動さえ覚えた。」「消防局と消防団の協力が一番大事だと思った。」「事例討議は本当に良かった。もっと充実し継続して欲しい。」「消防団員であって本当に良かった。」など様々な感想が寄せられ、各研修生が強い意志と献身をもって地域の安心と安全のため尽力されていることを強く感じることができました。

次回の団長科第50期は平成18年11月14日(火)から22日(水)の9日間(土日を除く実質期間は7日間)に開催します。

10月24日(火)まで、追加受付を行っていますので、是非、消防団長、副団長の皆様にお勧めいただきたいと想います。



指揮シミュレーション図上訓練(火災現場担当)



指揮シミュレーション図上訓練(消防団本部担当)



東京消防庁航空隊にて



訓練礼式風景



## 『幹部科発足③～e-ラーニングの導入に向けて～』

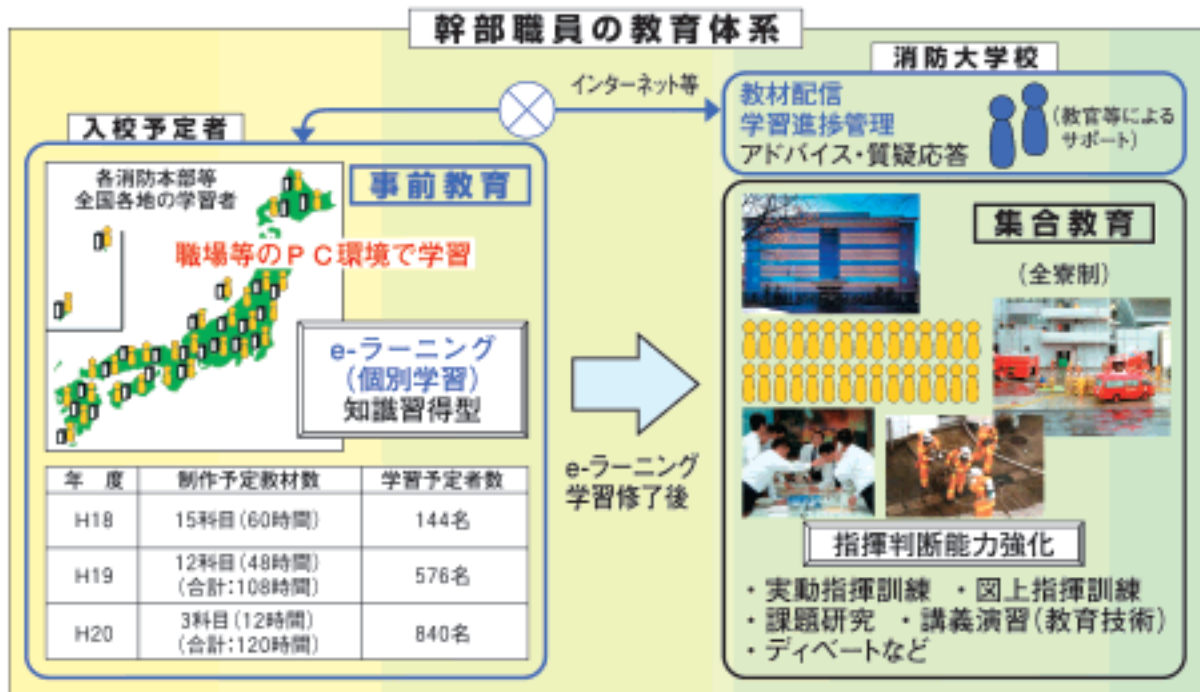
全国の消防組織では、団塊の世代の大量退職時期を迎え、新たに幹部職員へと登用される人員の急増が見込まれています。

このため消防大学校では、教育体系全般の見直しを行い、今年度から「幹部科」を発足させるとともに、そのカリキュラムの一部にICT技術を活用した“e-ラーニング”を導入することとし、消防組織において次の時代を担う幹部職員の効率的な育成を目指しています。

消防大学校におけるe-ラーニングは、「幹部科」入校予定者に対する「事前教育」として導入されます。入校予定者は、インターネットを活用して学習教材の配信を

受けることで、職場等での個別学習が可能となります。その学習進捗状況はすべて消防大学校で管理されるので、担当教官から適時適切なアドバイスを受けることができ、学習が円滑に進められます。

このe-ラーニングの導入により、集合教育に要する時間を短縮することで、年間教育人員の増加を図るとともに、e-ラーニングによる「事前教育」と、従前からの消防大学校での「集合教育」とを融合したブレンド教育により更なる教育効果の向上を目指しているところです。



## 消防大学校成績優秀者

科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)
火災調査科 (第11期)	工藤 耕三	青森県消防学校(青森県)
	千葉 直	胆江地区消防組合(岩手県)
	吉澤 進	前橋市消防本部(群馬県)
	安田 浩幸	岐阜市消防本部(岐阜県)
	松本 龍一	北九州市消防局(福岡県)

※ 実施時期・人員：平成18年6月13日～8月1日 48名

## 平成18年秋季全国火災予防運動

### 予防課

11月9日(木)から15日(水)までの7日間、秋季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者及び財産の損失を防止することを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から1週間の日程で実施されています(北海道・青森県・秋田県は日程を変更して実施)。この期間に各地で様々な行事やイベントの開催を予定していますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めてください。

今年は『**消さないで あなたの心の 注意の火。**』を統一標語とし、近年の住宅火災による死者数の急増等から行われた総務大臣による「住宅防火推進宣言」を踏まえ、6月1日の改正消防法施行による住宅用火災警報器の早期設置の促進を図ることを主眼とした「**住宅防火対策の推進**」や、放火火災件数が平成9年以来連続で出火原因の第1位となっていることから、より積極的に放火火災の減少を目指すため「**放火火災・連続放火火災防止対策の推進**」、さらには、本年1月長崎県大村市で発生したグループホーム火災等を踏まえ、同様の悲劇を繰り返さないため、防火管理体制の充実、違反是正指導等に着目し

た「**特定防火対象物等における防火安全対策の徹底**」の3点を重点目標に掲げ、積極的に火災予防対策を推進します。

また、消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等の整備充実など地域に密着した防火安全体制の充実、東海地震、東南海・南海地震等の発生が切迫していること等から震災時における出火防止対策等の推進、さらには、本年に入っても大規模な工場火災等が発生していることから大規模産業施設の安全確保などについて、地域の実情に応じて推進を図ることとしています。

#### 1. 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

#### 2. 地域の実情に応じた重点目標

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 震災時における出火防止対策等の推進
- (3) 大規模産業施設の安全確保
- (4) 電気火災予防対策の推進
- (5) 消火器の適切な維持管理

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣・4つの対策-

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

# 婦人(女性)防火クラブ活動への理解と参加

## 防災課

平成17年中に発生した火災のうち57.5%が建物火災であり、火災による総死者数の73.4%、負傷者については86.4%が建物火災によるものでした。また、住宅火災による死者数がデータの存在する昭和54年以降最多となっており、消防庁としても、これらの火災をなくすことが急務とされています。

火災予防は、法令の整備や消防防災機関の指導だけでなく、火を取り扱う全ての人の協力が得られてはじめてその目的を達成することができます。また、家庭においては、防火という面からみた場合、常日頃から火気使用設備器具を扱う機会が多い主婦などの果たす役割が大きいと言えます。

婦人(女性)防火クラブは、そのような家庭の主婦などを中心に組織されており、全国各地に1万3,012団体が結成され、約200万人のクラブ員(平成17年4月1日現在)が活動していますが、近年組織数、クラブ員数とも減少傾向にあります。

これら婦人(女性)防火クラブは、万一の場合にお互いに協力して活動できる体制を整え、安心・安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、住宅用火災警報器の普及啓発、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等の様々な活動を行っています。

そして、実際の災害時に婦人(女性)防火クラブに期待され

る役割としては、発災直後においてはバケツや消火器を使った初期消火活動、時間経過後には炊き出しなどによる消防職・団員の後方支援、民生委員や介護福祉士等と連携した災害時要援護者の安否確認や避難誘導等です。

大規模災害時には、「阪神・淡路大震災」の例からも明らかのように、情報連絡網や道路等ライフラインの寸断により、帰宅困難者の発生や消防・防災機関の活動に支障をきたすことが予想されます。そのため被災直後には、地域の被害を最小限に抑えるため、主婦などの女性の方々にも積極的に災害対応にあたっていただく必要があります。「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と強い連帯意識のもとに、火災や災害に強い安全なまちづくりに向け、より多くの女性の方々に、防火・防災の重要性を認識していただき、婦人(女性)防火クラブ活動へ積極的に参加していただきたいものです。

いずれのクラブも地域の防火・防災のために貢献し、安心・安全な地域社会の実現に寄与していることは疑いなく、それ自体大いに評価されるものです。消防庁としても、防災まちづくり大賞の表彰などを通じ、これら婦人(女性)防火クラブの育成強化の支援に努めていきたいと考えています。

### 平成17年の出火件数

火災種別	建物火災	林野火災	車両火災	船舶火災	航空機火災	その他	計
発生件数	33,049	2,215	6,630	124	6	15,436	57,460
構成(%)	57.5%	3.9%	11.5%	0.2%	0.0%	26.9%	100.0%

出典：平成17年(1月～12月)における火災の概要



普通救命講習会  
龍ヶ崎市女性防火クラブ(茨城県龍ヶ崎市)



炊き出し訓練  
二本松市女性防火クラブ東和町地区(福島県二本松市)



# 正しい119番通報要領の呼びかけ〔11月9日は「119番の日」〕 ～迅速・確実な消防活動のために～

防災情報室

国民の生命・財産を守る消防活動の迅速さ、確実性を確保するには、住民からの的確な119番通報が不可欠です。

119番通報時の留意点について、以下のようにまとめましたのでご活用下さい。

## ・How to 119番通報

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために重要なものはご承知のとおり119番通報です。

119番通報の受信箇所は全国で約1,200箇所あり、多くは管轄する消防本部の指令室、または消防署所の通信室ですが、常備消防がない地域では役場、診療所、消防団の分団長宅で受信されています。年間の119番通報件数は全国で約930万件（全国消防長会調べ）にもものぼっており、あなたも通報する場面に遭遇するかもしれません。119番通報にあたってご留意いただきたい点は以下のとおりです。

### ①一般的な留意事項

119番通報の際、指令員から良く聞かれることは次のとおりですので、通報する際には落ち着いて指令員への情報提供をお願いします。

#### 火災の場合

- ・住所（近くの目標物）
- ・何が燃えているか（ビル等の場合、何階か）
- ・逃げ遅れはないか
- ・通報者の氏名、電話番号

#### 救急の場合

- ・住所（近くの目標物）
- ・誰がどうしたのか（事故か急病か）
- ・通報者の氏名、電話番号

救急通報の際、通報内容から心肺停止状態であることがわかった場合、傷病者への気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫（心臓マッサージ）をお願いすることがありますが、救急隊到着までの重要な措置でありますので、ご協力をお願いします。また、



傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などについては適切な病院搬送につながる情報として、救急車から確認電話の際にお尋ねする場合があります。

### ②携帯電話、PHSからの通報にかかる注意点

現在、119番の通報件数の約2割は携帯電話からの通報となっておりますが、多くは屋外からの通報であるため、そのことに伴ういくつかの注意点があります。

- ・通報場所の住所の確認をお願いします。もし、分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。
- ・車の運転中は、一旦安全な場所に駐車してから通報願います。高速道路上では上り車線か下り車線かということも重要な要素です。
- ・電波の特性上、管轄外の消防本部へ接続される場合があります、この場合は管轄消防本部に転送されます。転送先でも通報内容を繰り返し聞かれますが、再度の対応につきご理解をお願いします。
- ・確認のため消防本部から折り返し電話をかけることがありますので、携帯電話、PHSの電源は入れたままでお願いします。

### ③IP電話からの通報にかかる注意点

加入者番号が「050」から始まる電話番号からは現在のところ基本的に119番通報はできません。自宅が「050」のIP電話のみを契約している場合は、携帯電話から119番通報をするか、あるいは最寄りの消防署の電話番号（各消防本部のホームページ、NTTより配布されているタウンページなどに記載されています）を控えておけば、いざという時に慌てずに済むこととなります。

### ④公衆電話からの通報にかかる注意点

携帯電話の普及とともにあまり使用されなくなりましたが、公衆電話のうち、ピンク色（ピンク色の大型でダイヤル式）の公衆電話は、お店の人に申し出て鍵を使用しての切り替え作業が必要となります。



以上のことを念頭において、適切な119番通報にご協力いただきますようお願いいたします。

## 第54回全国消防技術者会議の開催

消防大学校消防研究センター

消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を公開の場で発表すると同時に、参加される消防関係技術者の方々と討論を行う「第54回全国消防技術者会議」を下記のとおり開催します。

- 1 **開催日時**  
平成18年11月1日(水)～2日(木)の2日間
- 2 **場 所**  
ニッショーホール(日本消防会館)  
東京都港区虎ノ門2-9-16  
電 話 03-3503-1486
- 3 **参加費 無 料**
- 4 **内 容**

11月1日(水)

### 午 前 の 部

- 特別講演「火災・中毒などの化学災害に関する話題  
-昔の事故例が予防の参考書-」  
特定非営利活動法人 災害情報センター理事  
駒宮 功額

### 午 後 の 部

- 講 演「消防防災科学技術推進戦略の策定について」  
消防庁消防技術政策室 白石 暢彦
- 研究発表「消火設備・消防活動」
  - ・グループホーム対応SP設備消火実験(中間報告)
  - ・大量物品販売店舗における住宅用スプリンクラー設備の火災抑制効果確認実験の結果
  - ・屋外から屋内及び屋内での放水分布による散水分布の検証結果について
- 研究発表「消防装備」
  - ・スタティックロープ(R・R・R資機材)の強度等に関する実験的研究
  - ・ICタグを活用した消防隊員の進入管理の検証について
  - ・消防隊員活動支援装置の研究開発
  - ・西部消防「阿部式」布水槽の開発について
  - ・リズム発生器を使用した胸骨圧迫心臓マッサージ補助具「ハートマーカー」の考案

11月2日(木)

### 午 前 の 部

- 研究発表「火災原因調査1」
  - ・グリニャール試薬製造中に発生した化学工場火災の概要
  - ・RDF及び滅菌RDFの発酵並びに微小発熱について
  - ・不乾性油(オリブオイル)の発熱の可能性について
  - ・公演中の劇場から出火した火災

### ●研究発表「火災原因調査2」

- ・セルフスタンドにおいて給油中に出火した火災
- ・減圧残渣油貯蔵タンク爆発火災
- ・実タンクを用いた浮き屋根揺動挙動の検証

### ●展示発表(昼休み時間に実施)

- ・鼻カニューレ内蔵高濃度酸素マスクの開発
- ・情報送受信装置の検証
- ・自在ストレッチャーの改良について
- ・可搬式小型動力ポンプソーラー補充電の考案(試作)について

### 午 後 の 部

### ●研究発表「火災原因調査3」

- ・火災原因究明におけるメーカー等の連携事例
- ・乗用車の前照灯スイッチから出火した火災
- ・鉄道橋梁上の枕木から出火した火災
- ・ごみ処理施設の火災事例について
- ・微量ガス成分の分析システム

### ●研究発表「消防活動」

- ・搬送システムの一本化
- ・消防隊員の体力評価について
- ・惨事ストレス対策に関する調査検証
- ・北九州方式「建物火災における消火戦術について」
- ・送水効率の向上とその効果

### 申込み・問合せ先

消防大学校消防研究センター  
東京都調布市深大寺東町4-35-3  
電話 0422-44-8331 F A X 0422-76-1545  
なお、詳細については、消防研究センターのホームページ(<http://www.fri.go.jp>)をご覧ください。

## 消防庁人事

平成18年8月24日付

氏名	新	旧
金井 要	長官付 辞職（救急振興財団救急救命九州研修所長へ）	厚生労働省大臣官房国際課国際協力室長

平成18年9月1日付

氏名	新	旧
早川 卓也	併任解除（総務省自治税務局企画課総務室総務係長）	総務省大臣官房秘書課主査 併任 消防庁消防大学校庶務課主査

平成18年9月11日付

氏名	新	旧
宮代 隆夫	長官付	東京消防庁総務部総務課付

## 8月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防救第110号	平成18年 8月15日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	「救急業務高度化推進検討会」報告書について
消防救第111号	平成18年 8月15日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	救急隊員の行う心肺蘇生法について
消防救第112号	平成18年 8月15日	各都道府県知事	消防庁次長	応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について
消防特第110号	平成18年 8月18日	関係道府県消防主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート地域情報管理システムの運用について
消防予第348号	平成18年 8月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の改正について
消防予第372号	平成18年 8月31日	各都道府県知事・各指定都市市長	消防庁長官	平成18年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予第373号	平成18年 8月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成18年秋季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて

## 広報テーマ

10 月		11 月	
<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進</li> <li>②ガス機器による火災及びガス事故の防止</li> <li>③火山災害に対する備え</li> <li>④消防の国際協力に対する理解の推進</li> <li>⑤地震発生時の出火防止</li> <li>⑥防火対象物の表示制度のお知らせ</li> </ul>	<p>応急対策室</p> <p>予防課</p> <p>危険物保安室</p> <p>防災課</p> <p>参事官</p> <p>防災課</p> <p>予防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①秋季全国火災予防運動</li> <li>②婦人(女性)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ</li> <li>③危険物施設等における事故防止</li> <li>④正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》</li> </ul>	<p>予防課</p> <p>防災課</p> <p>危険物保安室</p> <p>防災情報室</p>

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社